

新潟県小学生バドミントン連盟旅費支給規定

- 1 新潟県小学生バドミントン連盟旅費支給規定を定める。
- 2 日本小学生バドミントン連盟及び北信越小学生バドミントン連盟の総会・理事会等については、実費を全額支給する。
- 3 本会の理事会については、予算の範囲内で以下のとおり旅費を支給する。
理事会開催地が属する新潟県バドミントン協会の支部及び隣接支部に住所を有する理事会出席者には、1回 2,000円、それ以外の理事会出席者については 2,000円に加え、高速代を含む交通費実費 を支給する。

- 附 則 1 本規定は、平成 19 年 3 月 11 日から実施する。ただし、平成 18 年度についても、この規定を適用する。
- 2 本規定は、令和 5 年 3 月 19 日から一部改正し、実施する。